特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

ı	評価書番号	評価書名	
	10	年金生活者支援給付金に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知多市は、年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

知多市長

公表日

令和3年12月13日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	年金生活者支援給付金に関する事務						
②事務の概要	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 日本年金機構への対象者の所得情報の提供に関する事務						
③システムの名称	国民年金システム						
2. 特定個人情報ファイル:	2. 特定個人情報ファイル名						
年金生活者支援給付金ファイル	年金生活者支援給付金ファイル						
3. 個人番号の利用	3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	別表第一 項番95 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条の2(平成31年10月1日施行)						
4. 情報提供ネットワークシ	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	健康文化部保険医療課						
②所属長の役職名	課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
請求先	総務部総務課 知多市緑町1番地 0562-36-2630						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							

健康文化部保険医療課 知多市緑町1番地 0562-36-2655

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数						
評価対象の事務の対象人数は何人かい時点の計数か			1万人以上10万人未	∈満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
			12年7月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		12年7月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価	i書]		2) 基礎	肢> 項目評価書 項目評価書及び 項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	:力を入れている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分 3) 課題	:力を入れている ^である !が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	:力を入れている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	:力を入れている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステムを]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	:力を入れている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[O]接続しない	(入手) [O]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	2) 十分 3) 課題	:力を入れている ^である !が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	2) 十分	:力を入れている				
7. 特定個人情報の保管・3	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分	:力を入れている				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監				
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分	肢> :力を入れて行って >に行っている >に行っていない	ている			

変更箇所

変更日 項目		変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	1-7 請求先	総務部総務課 知多市緑町1番地 0562-33- 3151	総務部総務課 知多市緑町1番地 0562-36- 2630	事後	
		健康福祉部保険医療課 知多市緑町1番地 0562-33-3151	健康福祉部保険医療課 知多市緑町1番地 0562-36-2655	事後	
平成31年3月11日	1-1-②事務の概要		年金生活者支援給付金の支給に関する法律に よる年金生活者支援給付金の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの 日本年金機構への対象者の所得情報の提供に 関する事務	事後	
平成31年3月11日	1-3 法令上の根拠	別表第一 項番95	別表第一 項番95 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第68条の2 (平成31年10月1日施行)	事後	
平成31年3月11日	1-5-① 部署	健康福祉部保険医療課	健康部保険医療課	事後	
平成31年3月11日	1-5-② 所属長の役職名	課長 加藤 芳久	課長	事後	
平成31年3月11日	1-8 連絡先	健康福祉部保険医療課 知多市緑町1番地 0562-36-2655	健康部保険医療課 知多市緑町1番地0562- 36-2655	事後	
令和3年1月8日	Ⅱ-1 対象人数	平成27年6月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和3年1月8日	Ⅱ-2 取扱者数	平成27年6月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和3年12月13日	I-5-① 部署	健康部保険医療課	健康文化部保険医療課	事後	
令和3年12月13日	I-8 連絡先	健康部保険医療課 知多市緑町1番地0562- 36-2655	健康文化部保険医療課 知多市緑町1番地 0562-36-2655	事後	